新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、朱字のとおり変更いたします。 (令和2年4月10日)

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。 令和2年4月10日

> 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 契約担当役 地熱統括部長 西川 信康

- 1. 競争入札に付する事項
- (1) 件名

令和2年度地熱データベースシステムへのデータ登録作業

(2) 内容

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。)では、新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)によって行われた地熱開発促進調査の成果(紙媒体、以下「NEDO報告書」という。)に関し、地熱開発の促進及び調査結果散逸の防止等を目的として地熱データベースシステム(以下「本システム」という。)を構築し、一般公開している。

本作業は、NEDO 報告書データのデジタル化及びデジタル化したデータや機構が実施する空中物理探査データを本システムへ登録するものである。

(3) 契約期間

契約締結日から2021年3月12日(金)

(4)入札方法

一般競争入札

入札金額は請負業務の総価を記載すること。なお、落札者の決定に当たっては入 札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって 落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか 免税事業者であるかを問わず、見積った価格の110分の100に相当する金額 を入札書に記載すること。

- 2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 下記全ての条件を満たすものとする。
- (1)独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の「競争参加者の資格に関する公示」 の「3競争に参加することができない者」に該当しない者であること。
- (2) 令和01・02・03年度(平成31・32・33年度)競争参加資格(全省庁統一 資格)の「役務の提供等」において、「C」若しくは「D」の等級に格付けされている 者であること。

- (3) 現在、国又は、政府関係機関等から補助金交付の停止又は、契約に係る指名停止等の行政処分を受けていないこと。
- (4) 本公告日から10年以内に地熱に係るGISを利用したWebデータベースの開発・運用業務の経験を有していること。
- 3. 入札説明書の交付について
- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

T105-0001

東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 虎ノ門ツインビルディング 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

地熱統括部 地熱技術部 技術課 財前 貴志

(zaizen-takashi@jogmec.go.jp)

Tel 03-6758-8001 Fax 03-6758-8087

(2) 入札説明書の交付

令和2年3月27日(金)14時までに、別添1の「一般競争入札資格確認申請書」 及び2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項を証明できる資料を上記3.

(1) に示す宛先へ E メールにより送付すること。また、E メール送信に用いた正本は、後日郵送等により提出すること。資料を確認後、E メールにて入札説明書を交付する。

※入札参加資格がないと認めた者にだけ、令和2年4月3日(金)17時までにE メールにより連絡する。

(3) 競争執行(入札)の日時及び場所

令和2年5月20日(水)14時00分

T105-0001

東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 虎ノ門ツインビルディング

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 2BC 会議室

※ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、入札日を延期もしくは実施 方法の見直し等を行う可能性がある。

4. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

全額免除

- 5. その他必要な事項
- (1) 入札の無効 競争に参加する資格を有しない者がした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最も低い価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をしたものを落札

者とすることがある。

- (4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (5)本事業における契約締結は、当該契約に係る令和2年度予算が成立し、予算配賦がな されることを条件とします。予算状況により変更となる場合がありますので、予めご 了承ください。

○契約の公表に係る留意事項

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」 (平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と 契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況につい て情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせて いただきますので、御了知願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結 日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(機構 OB)の人数、職名及び機構に おける最終職名
- ② 機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれ かに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当方に提供していただく情報
 - ① 契約締結日時点で在職している機構 OB に係る情報(人数、現在の職名及び機構 における最終職名等)
 - ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については、原則として93日以内)

以上